

Q1 被害者がシェルターの選択をできるのでしょうか？

A.

「配偶者暴力相談支援センター経由で、公的に一時保護された場合、民間シェルターを含めて、被害者が希望のシェルターを複数の選択肢の中から選ぶことができるのか」というご質問でしょうか。もしそうだとすれば・・・

都道府県の婦人相談所がもついわゆる公的シェルターは、「同じ県にいくつもあり、色々選べる」という状況にはありません。おそらく1か所です。また、私たちのような民間シェルターもそんなにたくさんは無く、複数のシェルター団体がある都道府県もあれば、1つもない県もあります。

民間シェルターを利用したい場合、本来は、婦人相談所から民間シェルターに「一時保護委託」がされ、滞在中の費用が支払われるということになっています。しかし、婦人相談所の相談員が、公的シェルターにしる民間シェルターにしる、その場所や施設の形態、設備の内容などを詳しく説明することはなく、また相談者本人が自由に選べるという状況ではありません。

例えば、婦人相談所の相談員が、本人の希望や事情をきいて、「この人は、公的シェルターよりも、民間のAとか、民間のBの方に滞在した方がいいかな」と判断した場合、婦人相談員から民間に一時保護の打診が来て、紹介されてつながることがあります。

つまり、婦人相談員自身が民間シェルターの情報を持っていて相談者に積極的に説明したり紹介したりするケースもあれば、そうでない場合もあるということです。また、民間シェルターの中には婦人相談所と一時保護の委託契約をしているところと委託契約をしていないところがあります。婦人相談所と委託契約をしている場合は、北海道や神奈川県以外の地域であれば、最初に委託先の民間シェルターにつながって、本人が婦人相談所に連絡をした時に「これからもこの民間シェルターに滞在して支援を受けていきたいから、一時保護委託にしてほしい」と言ってみて、婦人相談所が本人の意思を尊重してくれればそのまま利用できます。

けれども、本人が希望しても「委託にはできません」と言われる場合もあります(例えば、「公的シェルターの部屋が空いているから」「予算がもうない」等の理由)。それ以前に「一時保護しません」といわれることもあります(それは問題だと私たちは思っています)。

北海道は広いので、当事者は地域の自治体か民間シェルター(北海道内に8か所)に直接保護を求めてきます。当事者が民間シェルターに駆け込んだ場合は、面談をしてその場で婦人相談所に電話をして、一時保護の決定の可否の返答を得ます(DV事案である限り、「否」ということはありません)。受け入れの際に当事者が婦人相談所を希望した場合、民間シェ

ルターでは要望に沿います。しかしこれまでにそのような希望を受けたことはありません。

婦人相談所では高学年の男児については原則母親と分離して児童相談所での保護になります。婦人相談所に駆け込んだ方が高学年男児の同伴入所を希望される場合は婦人相談所では民間シェルターを案内してもらいたいのですが、実態はどうなっているのかわかりません。

当事者の選択肢は「婦人相談所または民間シェルター」なのですが、保護を希望して地域の自治体の相談窓口に行った場合、案内すべき優先順位は婦人相談所となっています（特に札幌では）。地方では自治体と民間シェルターの連携が強いので、自治体の相談窓口や所轄警察から直接民間シェルターにつながるケースが多いです。

なお、一時保護の委託料は1泊当たり、当事者：7,830円・同伴児童就学前：4,690円・就学時から18歳未満：2,480円となっています。その中から、シェルターの家賃、人件費、入所者の食費、光熱費等々を負担しています。「委託」になったとしても、シェルターの財政が潤うわけではありません。そして、シェルターへの委託がなければ1円もシェルターには入りません。存続はとともむずかしい状況です。

そもそも一時保護委託契約をしていない民間シェルターを利用する場合や、委託契約をしている民間シェルターではあるものの、婦人相談所が民間シェルターを利用することを認めない場合で民間シェルターでの支援を希望する場合は、自費で利用料や食費を負担して利用する方法になります。所持金がほとんどないけれど、支援が必要な場合は、100%ボランティアで民間団体が支援するということもあります。

そのほか

*シェルターは、インターネット検索などでは、見つけられません。なぜなら、シェルターは加害者から見つからないように場所が秘匿されているためです。全国女性シェルターネットのウェブサイト上でも加盟団体のリンク一覧や、各地の民間シェルターの施設の内容・そこへのアクセスなどの詳しい情報は掲載していません。海外ではそれがすぐ探せるようになっている国や地域もありますが、日本の状況（加害者への強い罰や命令などの制度が弱く、被害者の安全性が保てない状況）では、加害者からの追跡や、加害者団体からの攻撃・嫌がらせを避けるためにそのような方針を取っています。

公的シェルターや、民間シェルターの一時保護を希望する方は、まずは身近なDV相談窓口や警察署などで相談し、被害当事者としての支援が必要と判断されると、案内されます。民間団体の中にはウェブサイトやパンフレットなどで利用案内を広報しているところもあります。

*婦人相談所から一時保護委託になったとしても、1日7、8千円で2週間だけということが多く、それで民間シェルターの運営ができるほど十分な財源となることはあまりありません。

せん。最近は、この「一時保護委託」は目に見えて減ってきている都府県が多く、「1年間で1団体に1ケースだけ」というようなこともよくあります。

そこで、今回、シェルターネットの「こういうものであってほしい」という提言では、次のように書いてあります。(=現状ではこうではない、ということの意味しています。)

「私たちが目指す「女性に対する暴力 被害者支援」(特に DV 編)」

2020年9月 NPO 法人 全国女性シェルターネット より

2. 一時保護関連

① DV、性暴力・性虐待、親からの暴力、子どもや孫など近親者からの暴力、性的搾取、ストーカー被害等 様々な暴力被害者が、本人が一時保護を求める時は、入院治療を優先しなければならない場合を除き一時保護される。

② 一時保護を求める人が、公的な施設か民間の施設にするか、或いは居住地から離れたところにするか近いところにするか施設を選べる。

③ 公的窓口を経ることなく直接民間団体に一時保護した場合も、委託先であるかないかを問わず、公的一時保護と同等の金額の利用料が公費負担される。

理由 選んだ一時保護施設により、費用負担が異なるのは不公平である。

④ 一時保護委託先での処遇は、委託先の主体性が尊重される。

⑤ 相談者が一時保護施設を利用しやすいように多様な形態の施設が用意され、それに伴い費用負担が生じる場合は応分の公費による助成がある。

例 車いすでの利用、ペット同伴、多様なジェンダー、緊急度別等

⑥ 一時保護期間は「原則 2 週間」ではなく、利用者が安心して次のステップに進める状況になるまで利用は可能。

⑦ 母子が一緒に入所できる

⑧ 「苦情処理制度」があり、二次被害を防止する。

【参考情報】

配偶者暴力防止法第3条4項「一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。」

(母子生活支援施設、民間シェルター等一定の基準を満たす者に一時保護の委託が可能)

第3条5項「配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。」

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省 ※ 令和2年3月23日 最終改正

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

14 民間の団体に対する援助等

「支援センターについては、当該支援センターの業務の委託について、別途法令の定めがある場合を除き、その業務の全部又は一部を民間団体に委託することも可能である。業務の委託を含め、どのような連携を行うかは支援センターの状況、個々の被害者の状況等個別の事案に即して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を効果的に行う観点から、当該地域で活動する民間団体の状況及びその意見を踏まえて、それぞれの支援センターにおいて判断することが望ましい。」

Q2 シェルターの後継者がなかなか育たないが、若い人が活動に参加するきっかけとなる取り組みは何かないでしょうか？

A(1)

現在、行政では現任者研修は行っていますが、これからこういう支援活動にかかわりたい、こういう仕事に就きたいと思っている人の道筋がありません。また、支援にかかわる人が必ず知っておかなければいけない共通のカリキュラムのようなものもありません。そこで、現在、シェルターネットでは休眠預金助成金の助成も受け、DV、性暴力、虐待などの女性に対する暴力被害者支援の支援者養成のためのカリキュラム作成・研修実施・専門職資格認定などの仕組みづくりを目指して取り組んでいます。

(現在の、現場の支援の中から得られ、必要と思われる知識や理念を盛り込み、海外の教材や制度なども参考にしながらカリキュラム作成をします。教材を作成し、講師の発掘・育成しながら、研修実施と資格認定を安定的に提供できる体制を作ります。)

ご寄付も受け付けています (Give One ギブワン) [DV から女性や子どもを守る支援者を育成したい]

https://giveone.net/supporter/project_display.html?project_id=10378

A (2)

最近では、子どもの学習支援、子どもの居場所づくりや SNS などオンラインでの相談の取り組みをする団体も増えています。そうした活動の部分から、ボランティア or アルバイトで若い人に手伝ってもらうきっかけになれば、という考えもあります。

Q3 他国で包括的な支援が実現できる根拠法は？

A.

オンラインシンボの中でご紹介したとおり、イスタンブール条約締約国は、そこで目指されている水準の支援を保障するための法整備等をしなければなりません。

オーストリアの場合、「女性に対する暴力保護法」です。Rosa Logar さんによると、この法律は三つの要素 (1. 警察による 10 日間または 20 日間の立ち退きと立ち入り禁止命令・
2. 民法上の仮処分 (3 ヶ月以上) による長期保護・
3. 被害者支援、暴力防止対策、介入センター設置によるケース介入のコーディネーション) から構成されています。

被害者支援は法案の不可欠な部分として計画され、実施されました。暴力からの保護法案

と同時に行われる被害者サービスとして、オーストリアの 9 つの州のそれぞれに介入センターが設立されました。資金提供の 50%は連邦内務省から、残りの 50%は保健・女性省からの資金提供です。警察から介入センターへのデータの転送は、「暴力からの保護法案」中の対応する条項で規定されています。介入センターの職員は、被害者とその子の保護と権利の確保に関するあらゆる問題について、民事訴訟、刑事訴訟の両方で支援します。また、介入センターは、さらなる暴力を防止するために、さまざまな法的・社会的措置を講じることを任務としています。

また、このほかにも刑法の改正があり、ストーキングや心理的なおいつめ、繰り返される虐待や同意のない性暴力などを「犯罪」としています。そのことによって、「犯罪被害者支援」として様々な支援が無料で受けられるということになっているようです。

Q. 日本がイスタンブール条約を批准できるようになるには？

A.

日本の場合、まず、刑法そのほかの法を改正し、様々な DV、家族内の虐待、性暴力の行為を犯罪とするか罰を与えるようにしないと、条約の水準に達しません。

さらに、支援のための法律を制定する必要があります。例えば、現在注目されている、売春防止法に基づく婦人保護事業の枠を超えた相談支援の法律がどのように作られるのか、DV法の相談支援センターの規定が修正されるのか、また、性暴力被害者支援の根拠法が作られるのかなどがポイントとなります。